

常任委員会及び決算審査特別委員会の所属委員の選任等に係る申し合わせ

平成 21 年 6 月 26 日の議会運営委員会において、常任委員会の所属委員の任期中の改選及び決算審査特別委員会の委員の改選等について次のとおり申し合わせが行われた。

1 常任委員会の所属委員の改選について

鳥取県議会委員会条例第 4 条第 1 項に基づき、議員の任期中途において、常任委員会の所属委員の改選を行う場合は、事前に議会運営委員会に諮ることとする。

2 決算審査特別委員会の通年設置と改選について

(1) 決算審査特別委員会は通年設置となっているため、設置後概ね 2 年で正副委員長及び所属各分科会の改選を行うものとする。

(2) 各分科会の所属委員の改選を行う場合は、事前に議会運営委員会に諮ることとする。